国道19号瑞浪恵那道路の都市計画に関する公聴会での 陳述の要旨及び都市計画決定権者(岐阜県)の考え方

平成24年10月

岐 阜 県

1. [瑞浪都市計画]公聴会での陳述の要旨及び都市計画決定権者(岐阜県)の考え方

公述 番号

公聴会での陳述の要旨

私は、釜戸町に住んでいます。永い間、釜戸町民が待ち望んで参りましたこの瑞浪恵那道路の 建設計画が、ついに公聴会の段階までたどり着きましたことに、町民の皆様と共に歓迎したいと 存じます。

この瑞浪恵那道路は、これから発生すると予測されます東海・東南海・南海の巨大地震の時の 避難及び救助・救援活動のための重要な道路となります。また、2027年の開業を目指すリニア 中央新幹線の東濃駅へのアクセスとして、大きな役割を果たすものと考えます。

このような枠組の中で釜戸町のまちづくりは、町民の皆さんの生活の質的向上の観点から考えなければなりません。

すなわち、道路はできたが、騒音・振動・排気ガスだけが残ったと言われないように沿道の住民の皆さんが、生活レベルを落とすことなく、便利で豊かな人生を送れますように早期完成を熱望するものでございます。そのための具体的な提言を釜戸町民の皆さんからいただきました。これらの意見は、釜戸町民の期待度が大きいことを表しております。従いまして、関係各位におかれましては、十分なご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

次に、5つの視点から具体的に申し上げます。

1.自然災害・交通事故による通行止めの影響緩和の視点

瑞浪恵那道路が、災害や交通事故等により通行止めとなった場合、国道 19 号に迂回する道路が必要なことから、釜戸町上平と恵那市武並町との中間地点となる上切の桑原地内に、県道武並土岐多治見線(421 号線)への接続道路を建設していただきたいと思います。

2.釜戸町まちづくりの視点

瑞浪恵那道路を単なる通過道路としないで、国道 19 号春日井バイパスのような沿道に店舗などが立ち並び、立地し、町の活性化が期待できる道路を建設していただきたいと思います。町屋・芝原地内他でございます。

3. 交差点での交通事故防止の視点

都市計画決定権者(岐阜県)としての考え方

一般国道 19 号は愛知県名古屋市を起点とし、岐阜県内の東濃地方を通過し、木曽谷を経て長野県長野市に至る延長約 270km の主要幹線道路であり、東濃地域の 5 市(多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市)を東西に結び、地域内及び名古屋圏との文化・経済・物流を支え、また災害時の緊急輸送路として重要な役割を果たしている道路です。

岐阜県内の一般国道 19 号においては、4 車線化の事業が進められているものの瑞浪市、恵那市間は2 車線であり、渋滞、交通事故、騒音による沿道環境の悪化などの課題を抱えています。

このような背景から、瑞浪恵那道路の整備により、渋滞、交通事故等の交通課題の解消や地域間交通の円滑化を図り、地域間交流の促進による地域経済の発展や生活圏域の拡大など地域の活性化に寄与することを目的としています。

本路線は、瑞浪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(瑞浪都市計画区域マスタープラン)においては、広域的な交通処理機能を担う主要幹線道路として位置付けられています。また、県土 1700km 骨格幹線ネットワーク構想においても東西軸を形成する主要骨格幹線道路として位置付けられています。

事業計画策定にあたっては、事業者である国土交通省において、計画段階から住民の意見を把握し計画への意見反映を行う取り組みとして、有識者と地元代表で構成する「瑞浪・恵那間の道を考える懇談会」(平成14年3月から平成16年10月の間に6回開催)を設立し、現状の課題、道路の必要性など総合的に検討が行われました。

その結果、「瑞浪~恵那間には、国道 19 号の他にもう 1 本別の新たな道路が必要」とされ、現状の課題である渋滞の緩和、交通事故の軽減や生活環境、自然環境、歴史的施設、公共施設、集落への影響等を勘案し、環境への負荷の少ない現一般国道 19 号の南側を通過する「新たな道路のルート帯」が懇談会で検討され提言されました。

この懇談会の結果を踏まえ、国土交通省では、必要な調査を実施し自然環境、土地利用、経済 性等を総合的に検討し、ルート帯を決定しました。

- (1)瑞浪恵那道路と県道恵那御嵩線(65 号線)の交差点付近は、市道東濃用水道3号線も交差 しております。そこに大型車両が出入りできるような構造に改良していただきたいと思いま す。これは、上平地区でございます。
- (2)この瑞浪恵那道路が市道や農道と交差する場合は、ボックスカルバート等による立体交差 構造としていただきたいと思います。上平地区3箇所他でございます。
- 4. 大雨による土砂災害防止の視点

瑞浪恵那道路敷地内の排水処理は、過去のゲリラ豪雨を視野に入れて、土岐川まで余裕の ある大きさの排水路を造っていただきたいと思います。これは、上切地区他でございます。

- 5. 沿道住民の生活が不便にならない視点
- (1)瑞浪恵那道路の田畑の用地買収では、中途半端な残留地にならないように留意され、もし 耕作不能な広さの残留地になった場合は、それをまとめて圃場整備を施行していただきたい と思います。これは、上平地区からです。
- (2)瑞浪恵那道路が農業用水路とか排水路と交差する場合は、それらの水路を確保し、維持管理が容易にできる構造にしていただきたいと思います。これは、上平地区の用水路3箇所と、排水路1箇所他でございます。
- (3)当該道路の南側にある田畑の農耕・山林の育成管理のため、当該道路に沿って軽トラック・ 農耕用のトラクター、作業用台車が通行できる道路を造っていただきたい。これは、上切地 区において2箇所程。
- (4)前記の管理道路に接続する横断用のボックスカルバート等のトンネルを造っていただきたい。これは上切地区3箇所でございます。
- (5)瑞浪恵那道路の南側にある神社・祠へ通ずる参道確保のため、当該道路を横断するボック スカルバート等のトンネルを造っていただきたい。これは、下切地区の秋葉山、中大島地区 の多賀神社他。

瑞浪恵那道路のルート及び構造については、このルート帯を踏まえて、国土交通省において生活環境、自然環境、土地利用への影響、経済性等の諸条件を総合的に勘案して定められたものであり、この事業者ルート案を基に、地元自治体である瑞浪市において都市計画変更原案が作成され、地元説明会を経て県へ同原案が提出されました。県では原案を基に関係機関と協議を行い、都市計画変更案(素案)を作成し、地域住民の皆様のご意見をお伺いするため、公聴会を開催したところです。なお、瑞浪市においては、現在策定中の「瑞浪市道路網計画」の中で当該道路整備と連携した市道整備等の検討が行われていると聞いています。

さらに、岐阜県では、瑞浪恵那道路の事業の実施に伴う環境への影響について、事業者の協力を得て「一般国道 19 号瑞浪恵那道路環境影響評価準備書(素案)」を作成し、大気質、騒音等に関する調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を行っております。この中で、大気質に係る影響については、維持されることが望ましい水準が満たされていると予測されています。騒音に係る影響については、一部の予測地点で維持されることが望ましい水準が満たされないと予測されますが、環境保全措置として遮音壁等を設置することにより、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されていると評価しています。

これらの評価結果から対象事業が環境に与える影響について、検討した環境保全措置を事業者が実施することにより、できる限り回避又は低減し、環境保全についての配慮が適正になされていると総合的に評価しています。

構造の詳細については、国土交通省において、都市計画決定後の事業実施段階に、土地の高さや水路の流れなど道路構造物の設計に必要な現地調査を行い、道路構造及び排水計画を検討し、現況機能が確保できる構造を採用すると聞いています。

なお、関係市からも意見を伺いながら計画路線における構造の詳細及び施工計画を検討し、設 計説明会や工事説明会などで地域住民の方々に分かり易く丁寧に説明すると聞いています。

以上のことから、都市計画変更案(素案)は県としても適切なものと考えておりますので、同変更案(素案)を都市計画変更案とし、公告縦覧を行います。

2. [恵那都市計画]公聴会での陳述の要旨及び都市計画決定権者(岐阜県)の考え方

公述 公聴会での陳述の要旨

私の住む武並町竹折、宿地域には今、70世帯あり、そのうち、40世帯が昔の国道 19号、現在の県道 421号線沿いに住んでいます。そのすぐ脇をJRが通っており、今回のこの計画ができると、そのJRに並行して瑞浪恵那道路が建設されることになります。

瑞浪恵那道路(以下、当該道路という。)は私たち地元にとって利用価値が極めて低く武並町の発展にも寄与せず更に自動車の騒音、排気ガス、粉塵は住居環境を悪化させるものでとても容認できるものでは有りません。従いまして、この計画には反対します。

第1に、当該道路は、乗り入れる交差点が2箇所しかなく、利用価値が極めて低く、その交差点に行くよりも国道19号へ直接乗り入れた方が時間の短縮になります。従いまして、新しい道路を使用する人は少ないと考えます。

第2に、当該道路は5mの高所を通る自動車道で道路沿いに家を建てる人は皆無で、武並の発展に寄与しないと考えられます。土地の評価も下がる事はあっても、上がる事は考えられません。

第3に、当該地域は、電車が1日約80本通過し、この電車が通過する間はテレビの音も聞こえません。電車は朝6時前から深夜0時過ぎまで走っており、これに自動車の騒音が加わります。防音壁を設置するという話も聞いていますが、自動車の騒音は遮断出来るかも知れませんが、逆にその防音壁に反射して電車の音が大きくなる等の恐れがあるのではないかと考えられます。

第4に、排気ガス、粉塵については、環境影響評価が行われるので、有害物質が出るということはないと 思いますが、どのような悪影響が出るかわからないので心配をしております。

地元の住民として、以上を踏まえて、対策等を考えていただければ幸いだと思います。

最後に、現在の国道 19 号は、横断歩道以外では道路の横断が不可能なほど自動車の交通量は多いですが、 東西に平行に並んだ4路線(中央道、国道 19 号、県道 421 号、県道 66 号)があるため、渋滞することは稀だと思います。渋滞や事故の場合はこの4路線に迂回されており、瑞浪恵那道路がないことで交通がまひすることは考えられません。これ以上道路は必要なのでしょうか。

都市計画決定権者(岐阜県)としての考え方

一般国道 19 号は愛知県名古屋市を起点とし、岐阜県内の東濃地方を通過し、木曽谷を経て長野県長野市に至る延長約 270km の主要幹線道路であり、東濃地域の5 市(多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市)を東西に結び、地域内及び名古屋圏との文化・経済・物流を支え、また災害時の緊急輸送路として重要な役割を果たしている道路です。

岐阜県内の一般国道 19号においては、4車線化の事業が進められているものの瑞浪市、恵那市間は2車線であり、渋滞、交通事故、騒音による沿道環境の悪化などの課題を抱えています。

このような背景から、瑞浪恵那道路の整備により、渋滞、交通事故等の交通課題の解消や地域間交通の円 滑化を図り、地域間交流の促進による地域経済の発展や生活圏域の拡大など地域の活性化に寄与することを 目的としています。

本路線は、恵那都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(恵那都市計画区域マスタープラン)においては、区域の骨格を形成する道路として位置付けられています。また、県土 1700km 骨格幹線ネットワーク構想においても東西軸を形成する主要骨格幹線道路として位置付けられています。

事業計画策定にあたっては、事業者である国土交通省において、計画FD階から住民の意見を把握し計画への意見反映を行う取り組みとして、有識者と地元代表で構成する「瑞浪・恵那間の道を考える懇談会」(平成14年3月から平成16年10月の間に6回開催)を設立し、現状の課題、道路の必要性など総合的に検討が行われました。

その結果、「瑞浪~恵那間には、国道 19 号の他にもう 1 本別の新たな道路が必要」とされ、現状の課題である渋滞の緩和、交通事故の軽減や生活環境、自然環境、歴史的施設、公共施設、集落への影響等を勘案し、環境への負荷の少ない現一般国道 19 号の南側を通過する「新たな道路のルート帯」が懇談会で検討され提言されました。

この懇談会の結果を踏まえ、国土交通省では、必要な調査を実施し自然環境、土地利用、経済性等を総合的に検討し、ルート帯を決定しました。

瑞浪恵那道路のルート及び構造については、このルート帯を踏まえて、国土交通省において生活環境、自

然環境、土地利用への影響、経済性等の諸条件を総合的に勘案して定められたものであり、この事業者ルー ト案を基に、地元自治体である恵那市において都市計画変更原案が作成され、地元説明会を経て県へ同原案 が提出されました。県では原案を基に関係機関と協議を行い、都市計画変更案(素案)を作成し、地域住民 の皆様のご意見をお伺いするため、公聴会を開催したところです。なお、恵那市においては、当該道路整備 と連携した市道整備等の検討が行われていると聞いています。

さらに、岐阜県では、瑞浪恵那道路の事業の実施に伴う環境への影響について、事業者の協力を得て「一 般国道 19 号瑞浪恵那道路環境影響評価準備書(素案)」を作成し、大気質、騒音等に関する調査、予測、環 境保全措置の検討及び評価を行っております。この中で、大気質に係る影響については、維持されることが 望ましい水準が満たされていると予測(予測地点:武並町竹折)されています。騒音に係る影響については、 一部の予測地点で維持されることが望ましい水準が満たされないと予測されますが、環境保全措置として遮 **音壁等を設置することにより、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されていると評価してい** ます。

これらの評価結果から対象事業が環境に与える影響について、検討した環境保全措置を事業者が実施する ことにより、できる限り回避又は低減し、環境保全についての配慮が適正になされていると総合的に評価し ています。

以上のことから、都市計画変更案 (素案) は県としても適切なものと考えておりますので、同変更案 (素 案)を都市計画変更案とし、公告縦覧を行います。

一般国道 19 号は愛知県名古屋市を起点とし、岐阜県内の東濃地方を涌過し、木曽谷を経て長野県長野市に

至る延長約270kmの主要幹線道路であり、東農地域の5市(多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市) を東西に結び、地域内及び名古屋圏との文化・経済・物流を支え、また災害時の緊急輸送路として重要な役 割を果たしている道路です。

岐阜県内の一般国道 19 号においては、4 車線化の事業が進められているものの瑞浪市、恵那市間は2 車線 であり、渋滞、交通事故、騒音による沿道環境の悪化などの課題を抱えています。

このような背景から、瑞浪恵那道路の整備により、渋滞、交通事故等の交通課題の解消や地域間交通の円 一方、国道 19 号瑞浪恵那道路整備計画については、長年にわたり建設に向けて、武並町、恵那市ともに希|滑化を図り、地域間交流の促進による地域経済の発展や生活圏域の拡大など地域の活性化に寄与することを

2 私は、恵那市武並町竹折に住んでいます。

> 今回の道路整備計画素案では、通行道路で歩道もなく、地元の道路としての利用は少なく、また、周辺の 土地の活用としての価値もなく、町の活性化とは程遠く、メリットが非常に少ない上、デメリットの方がは るかに大きいのが実態です。

> まず、私たちの周辺地域においては、安心、安全、快適な環境から大きく一転し、騒音、振動、排気ガス 等による悪影響で、夜も眠る事のできない生活環境下になり、生涯人生設計も変わる状態になるため、私個 人としては、道路建設は反対と言わざるを得ません。

望し、要望してきた経過もございます。しかしながら、現在のように人口が減少する時代で、本当に新しい 道路が必要かという声もあります。また、これからの道路整備計画は、まず、災害に強い道路網の整備、そ して将来に向けた地元の経済成長につながる道路整備をベースとした地元のまちづくりが不可欠であるとい う考えもあり、私個人としてはいろいろ悩んでいます。

道路建設をすることについて、私個人の要望を次のとおり述べます。

第1に、道路建設に向け、まず、地元の住民の声、意見、要望を十分反映させていただきたい。

第2に、施工内容の徹底した開示と説明会の場を持っていただきたい。現在では、詳細な工事内容が地元 住民にわからないので、とても不安です。

第3に、環境調査も必要かもしれませんが、ここで生活している人を優先すべきではないでしょうか。鳥、 魚、樹木よりも人が生きる現実社会の構築が必要ではないでしょうか。

第4に、道路建設に向けて地元に絶対必要な対策と補償を確保することをお願いしたい。騒音、振動、排気ガス、ほこり、地下水、排水といった、今までの生活環境の確保ということでございます。将来的には、現状と建設後の比較も必要になろうかと思います。

第5に、今後の事業計画、スケジュールを一日も早く公開していただきたい。なぜならば、道路が建設されるということになりますと、地元住民は住宅の移転、上下水の確保等、今後の生活設計を自分で検討する必要があるからです。

以上、道路建設に向けて、地元の住民の目線で対応することが必要であり、住民もその姿勢を十分感じ取る態度で対応していくべきだと思います。そのために、まず、施工内容の徹底した開示と、説明会の開催を要望します。

最後に、地元の声を聞いてもらえる、いわゆる井戸端会議的な体制を作り、住民が誰でも話し合える組織 作りをしていただけることを期待をしております。

目的としています。

本路線は、恵那都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(恵那都市計画区域マスタープラン)においては、区域の骨格を形成する道路として位置付けられています。また、県土 1700km 骨格幹線ネットワーク構想においても東西軸を形成する主要骨格幹線道路として位置付けられています。

事業計画策定にあたっては、事業者である国土交通省において、計画段階から住民の意見を把握し計画への意見反映を行う取り組みとして、有識者と地元代表で構成する「瑞浪・恵那間の道を考える懇談会」(平成14年3月から平成16年10月の間に6回開催)を設立し、現状の課題、道路の必要性など総合的に検討が行われました。

その結果、「瑞浪~恵那間には、国道 19 号の他にもう 1 本別の新たな道路が必要」とされ、現状の課題である渋滞の緩和、交通事故の軽減や生活環境、自然環境、歴史的施設、公共施設、集落への影響等を勘案し、環境への負荷の少ない現一般国道 19 号の南側を通過する「新たな道路のルート帯」が懇談会で検討され提言されました。

この懇談会の結果を踏まえ、国土交通省では、必要な調査を実施し自然環境、土地利用、経済性等を総合的に検討し、ルート帯を決定しました。

瑞浪恵那道路のルート及び構造については、このルート帯を踏まえて、国土交通省において生活環境 自然環境、土地利用への影響、経済性等の諸条件を総合的に勘案して定められたものであり、この事業者ルート案を基に、地元自治体である恵那市において都市計画変更原案が作成され、地元説明会を経て県へ同原案が提出されました。県では原案を基に関係機関と協議を行い、都市計画変更案(素案)を作成し、地域住民の皆様のご意見をお伺いするため、公聴会を開催したところです。なお、恵那市においては、当該道路整備と連携した市道整備等の検討が行われていると聞いています。

都市計画の手続については、恵那市において都市計画原案作成時に、都市計画の説明会及び関係自治会等において計 11 回説明(述べ約 310 名)されています。また、県においても公聴会を開催したところであり、今後実施する都市計画変更案の公告縦覧においても住民の皆様からご意見をお聴きすることにしています。なお、公聴会等の開催に当たっては、事前に記者発表、市広報紙への掲載などを行うことにより、住民等への周知を図っております。

さらに、施工内容の詳細については、国土交通省において、都市計画変更後の事業実施段階に、土地の形

状や周辺状況等の現地調査を行うとともに、関係市からも意見を伺いながら、計画路線における構造の詳細 及び施工計画の検討を行い、設計説明会や工事説明会等でスケジュール等を含め、地域住民の方々に分かり 易く丁寧に説明されると聞いています。

さらに、岐阜県では、瑞浪恵那道路の事業の実施に伴う環境への影響について、事業者の協力を得て「一 般国道 19 号瑞浪恵那道路環境影響評価準備書 (素案)」を作成し、大気質、騒音、振動等に関する調査、予 測、環境保全措置の検討及び評価を行っております。この中で、大気質に係る影響については、維持される ことが望ましい水準が満たされていると予測(予測地点:武並町竹折)されています。騒音に係る影響につ いては、一部の予測地点で維持されることが望ましい水準が満たされないと予測されますが、環境保全措置 として遮音壁等を設置することにより、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されていると評 価しています。振動に係る影響については、維持されることが望ましい水準が満たされていると予測されて います。

これらの評価結果から対象事業が環境に与える影響について、検討した環境保全措置を事業者が実施する ことにより、できる限り回避又は低減し、環境保全についての配慮が適正になされていると総合的に評価し ています。

以上のことから、都市計画変更案(素案)は県としても適切なものと考えておりますので、同変更案(素

案)を都市計画変更案とし、公告縦覧を行います。

事業計画策定にあたっては、事業者である国土交通省において、計画段階から住民の意見を把握し計画へ の意見反映を行う取り組みとして、有識者と地元代表で構成する「瑞浪・恵那間の道を考える懇談会」(平成 14年3月から平成16年10月の間に6回開催)を設立し、現状の課題、道路の必要性など総合的に検討が行 われました。

その結果、「瑞浪~恵那間には、国道 19 号の他にもう 1 本別の新たな道路が必要」とされ、現状の課題で ある渋滞の緩和、交通事故の軽減や生活環境、自然環境、歴史的施設、公共施設、集落への影響等を勘案し、 環境への負荷の少ない現一般国道 19 号の南側を通過する「新たな道路のルート帯」が懇談会で検討され提言 されました。

この懇談会の結果を踏まえ、国土交通省では、必要な調査を実施し自然環境、土地利用、経済性等を総合

私は、恵那市武並町竹折に住んでいます。

3

私は、都市計画の素案に反対いたします。

その理由として、今回示された素案では、瑞浪恵那道路の下で交差する市道野井武並線には高さ約5mの ボックスが設置され、 瑞浪恵那道路の高さは約6mになると聞いております。

この付近で、道路の高さが約6mになれば住宅の軒より高い所を車が走ることになります。そして地域は 完全に分断されてしまいます。平穏で静かなこの地域の生活環境が極端に壊されてしまいます。この地域で 生活している人達に対する配慮がされていない今回の素案には、強く反対をいたします。

また、この道路設計では、圃場整備の区画が台無しになってしまいます。

私達地元の関係者が、予想していましたルートがいつの間にか大きく変わり、瑞浪恵那間の道路整備を願

ってきた私どもにとりまして、この新しいルートと道路構造の説明を聞いて地区住民は大変に驚き、困惑と 失望をいたしております。

今後ある程度、地元住民が納得できる道路設計にならない限り、私たちとしては、用地買収に協力するこ とはできません。

道路計画の再検討をしていただき、地元住民が納得して受け入れられるような計画案を示していただけま すようお願いたします。

なお、念のために申し上げますが、新田自治会では、平成24年3月11日に臨寺総会を開催して、この素 案に反対することの申し合わせをいたしております。

的に検討し、ルート帯を決定しました。

瑞浪恵那道路のルート及び構造については、このルート帯を踏まえて、国土交通省において生活環境、自 然環境、土地利用への影響、経済性等の諸条件を総合的に勘案して定められたものであり、この事業者ルー ト案を基に、地元自治体である恵那市において都市計画変更原案が作成され、地元説明会を経て県へ同原案 が提出されました。県では原案を基に関係機関と協議を行い、都市計画変更案(素案)を作成し、地域住民 の皆様のご意見をお伺いするため、公聴会を開催したところです。なお、恵那市においては、当該道路整備 と連携した市道整備等の検討が行われていると聞いています。

都市計画決定後の事業実施段階に、構造の詳細を検討するにあたっては、国土交通省において、計画路線 により地域が分断されることのないよう主要な交差道路については、平面交差とし、その他の交差道路とは 立体構造(承渠丁等)とすることにより、往来ができるよう検討すると聞いています。また、農地への出入。 りの機能確保についても、事業実施段階において検討されると聞いています。

以上のことから、都市計画変更案(素案)は県としても適切なものと考えておりますので、同変更案(素 案)を都市計画変更案とし、公告縦覧を行います。

私は、長島町槇ヶ根に住んでいます。

国道 19 号の瑞浪恵那道路(以下、当該道路という。)の整備に関し、早期着手を望んでおりますが、計画 では当該道路の整備に伴い現在使用している生活道路の一部が立体交差となると聞いており、当該道路の南 側で生活する者にとっては、北側へ迂回して出入りする形になっています。やはり、道路の南側で生活する 者にとっては、直接道路に出入りできる形態が一番いいと思いますので、一度検討して頂ければと思います。

取り付け道路などの構造の詳細については、都市計画決定後の事業実施段階に事業者である国土交通省に おいて、土地の形状や周辺状況等の現地調査を行うとともに、計画路線における構造の詳細及び施工計画の 検討を行い、設計説明会や工事説明会等で、地域住民の方々に分かり易く丁寧に説明されると聞いています。

私は、武並町藤、上ノ洞に住んでいます。私は地域協議会の役員をやっておりまして、その協議会の中で 皆さんと論議をして確認した事を、この場でお話ししたいと思います。

瑞浪恵那道路の話が持ち上がったのは、平成2年で、かなり年数がたっておりますので、私どもとしては、 もう道路はできないのではないかと思っておりましが、昨年、20年か21年目にやっとルートが公表され、 それ以降、竹折地区では、8回説明会が特たれ、様々な意見が出たと聞いております。

それから、私も実際にどこを通るかということはあまりはっきりわかりませんし、新田地区では地域が二 分され、大変だという話も聞いており、一度現場を見てほしいと言われましたので、今年の1月に、協議会 | 環境への負荷の少ない現一般国道 19 号の南側を通過する 「新たな道路のルート帯」が懇談会で検討され提言

事業計画策定にあたっては、事業者である国土交通省において、計画段階から住民の意見を把握し計画へ の意見反映を行う取り組みとして、有識者と地元代表で構成する「瑞浪・恵那間の道を考える懇談会」(平成 14年3月から平成16年10月の間に6回開催)を設立し、現状の課題、道路の必要性など総合的に検討が行 われました。

その結果、「瑞浪~恵那間には、国道 19 号の他にもう 1 本別の新たな道路が必要」とされ、現状の課題で ある渋滞の緩和、交通事故の軽減や生活環境、自然環境、歴史的施設、公共施設、集落への影響等を勘案し、

の3名と新田地区の方たちと実際に道路になる所を見てきました。ちょうど新田地区を、二分する形で道路 ができるという話を聞き、生活に支障が出ると感じました。

ただ、反対すればいいかという事も思いましたが、現実に考えますと、私たちとしては、道路が通る事によって、武並町にとって、発展ないし便利になり、将来よい結果が生まれるような形で進めていただいたほうがよいのではないかという事で意見が一致しました。

そこで、私たちは具体的な考え方を申し上げたいと思います。

1つ目は、新田地区が二分されるという事ですので、市道野井武並線と平面交差にならないかという事が ございます。もしそれがダメだとしても、最低でも高架(橋梁)方式としていただきたい。

2つ目は、ぜひとも歩道は設置していただきたい。

3つ目に、県営スケート場クリスタルパークがありますが、もともとスケート場は瑞浪恵那道路が通る事を前提にあの場所にできたのではないかと思いますし、JR武並駅へのアクセスが全くありませんので、県営スケート場と武並駅へのアクセス道路を造っていただきたい。

4つ目に、地域活性化のために、スケート場の近くに、道の駅を造っていただきたい。地域の物販を行う 団体の方も、前々からあそこに道の駅ができれば、そこでも販売したいということを言ってみえました。

5つ目に、瑞浪境に近い所に工業団地へのアクセス道路を造っていただきたい。 通難時間帯はかなり渋滞しますし、 交通事故もいつ起きてもおかしくない 状態になっております。

6つ目に、騒音対策は特にしっかりやっていただきたい。

7つ目に、特に新田地区については、地域を二分するような道路になるので、農業にも支障が出てきます。ですから、側道を造っていただきたい。

以上ですが、この道路が有る限り、新田地区は、部落が二分されてしまいますので、ぜひとも私が申し上げた意見について、取り入れていただけるようにお願いしたいという事と、もう一つは武並町が、この道路ができることによってより発展し、活性化する事を多くの町民は考えております。私から7点申し上げましたが、ぜひとも活かしていただくようにお願いしたいと思います。

されました。

この懇談会の結果を踏まえ、国土交通省では、必要な調査を実施し自然環境、土地利用、経済性等を総合的に検討し、ルート帯を決定しました。

瑞浪恵那道路のルート及び構造については、このルート帯を踏まえて、国土交通省において生活環境、自然環境、土地利用への影響、経済性等の諸条件を総合的に勘案して定められたものであり、この事業者ルート案を基に、地元自治体である恵那市において都市計画変更原案が作成され、地元説明会を経て県へ同原案が提出されました。県では原案を基に関係機関と協議を行い、都市計画変更案(素案)を作成し、地域住民の皆様のご意見をお伺いするため、公聴会を開催したところです。

アクセス道路については、主要な道路である主要地方道恵那御嵩線、国道 418 号、市道野井武並線付近の3箇所に平面交差点が計画されています。構造の詳細については、都市計画決定後の事業実施F9階に国土交通省において、土地の形状や周辺状況等の現地調査を行うとともに、計画路線における構造の詳細及び施工計画の検討を行い、設計説明会や工事説明会等で、地域住民の方々に分かり易く丁寧に説明されると聞いています。

また、恵那市においては、当該道路整備と連携した市道整備等の検討が行われていると聞いています。

瑞浪恵那道路の事業は、通過交通を国道 19 号のバイパスである瑞浪恵那道路に転換させることにより、現在の国道 19 号の渋滞、交通事故等の交通課題の解消、騒音等の沿道の生活環境の改善を目的として計画されております。

そのため、歩道については、瑞浪恵那道路の整備により現在の国道 19 号の自動車交通量が減少することが 予想され、現在の国道 19 号の歩道幅員を広げること等により、地域の方々が利用しやすい道路となるよう検 討すると国土交通省より聞いています。

道の駅については、恵那市としても必要であると考えていると聞いており、今後のまちづくりのあり方も含めて、今後、恵那市と関係機関において検討されると聞いています。

事業実施段階に、構造の詳細を検討するにあたっては、国土交通省において、計画路線により地域が分断されることのないよう主要な交差道路については、平面交差とし、その他の交差道路とは立体構造(承渠工等)とすることにより、往来ができるよう検討すると聞いています。また、農地への出入りの機能確保についても、事業実施段階に検討されると聞いています。

กั

私は、武並町竹折の新田地区に住んでおりまして、今回このルートを見た時に、うちの地区が二つに分かれてしまうと、強く思いました。先に公述された方の意見にもあるように、家より高い所に道路が通ると聞いています。今まで静かだった環境の所に道路が通ることによって、排気ガス、あるいは騒音というような様々な弊害が出てまいります。いろんな所で道路の近くに住んでいる人の話を聞きますと、洗濯物が黒くなってしまう、なかなか寝られない、騒音がありますよ、という事をよく聞きます。実際静かな環境に住んでおりまして、そこに道路が通るという事に対して、もろ手を挙げて賛成する事は出来ません。

それから、今、武並地区の国道 19 号を見てみると、たまに渋滞がありますが、それほど慢性的な渋滞という箇所ではなく、どうしても道路が必要なのだろうかという事を強く思っています。

ですから、もう一度、今の道路の計画を見直していただいて、住民が納得するような計画を再度お示しいただきたいと思っています。

また、道路は計画されたけれども全然と開通しないではないかということが、心配されます。用地買収が 済み、家屋は移転したけれど、未だに全然道路が造られていないという事をテレビの報道などでよく見ます。 住民に対して、今後の事業計画が全く示されていません。予算の関係もあるとは思いますが、その辺の確 実な計画を住民に示し、しっかり説明していただきたいと思っております。

さらに、岐阜県では、瑞浪恵那道路の事業の実施に伴う環境への影響について、事業者の協力を得て「一般国道 19 号瑞浪恵那道路環境影響評価準備書(素案)」を作成し、騒音に関する調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を行っており、一部の予測地点で維持されることが望ましい水準が満たされないと予測されますが、環境保全措置として遮音壁等を設置することにより、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されていると評価しています。

これらの評価結果から対象事業が環境に与える影響について、検討した環境保全措置を事業者が実施する ことにより、できる限り回避又は低減し、環境保全についての配慮が適正になされていると総合的に評価しています。

以上のことから、作成された都市計画変更案 (素案) は県としても適切なものと考えておりますので、同変更案 (素案) を都市計画変更案とし、公告縦覧を行います。

一般国道 19 号は愛知県名古屋市を起点とし、岐阜県内の東農地方を通過し、木曽谷を経て長野県長野市に 至る延長約 270㎞ の主要幹線道路であり、東農地域の 5 市 (多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市) を東西に結び、地域内及び名古屋圏との文化・経済・物流を支え、また災害時の緊急輸送路として重要な役 割を果たしている道路です。

岐阜県内の一般国道 19 号においては、4 車線化の事業が進められているものの瑞浪市、恵那市間は2 車線であり、渋滞、交通事故、騒音による沿道環境の悪化などの課題を抱えています。

このような背景から、瑞浪恵那道路の整備により、渋滞、交通事故等の交通課題の解消や地域間交通の円滑化を図り、地域間交流の促進による地域経済の発展や生活圏域の拡大など地域の活性化に寄与することを目的としています。

事業計画策定にあたっては、事業者である国土交通省において、計画段階から住民の意見を把握し計画への意見反映を行う取り組みとして、有識者と地元代表で構成する「瑞浪・恵那間の道を考える懇談会」(平成14年3月から平成16年10月の間に6回開催)を設立し、現状の課題、道路の必要性など総合的に検討が行われました。

その結果、「瑞浪~恵那間には、国道 19 号の他にもう 1 本別の新たな道路が必要」とされ、現状の課題である渋滞の緩和、交通事故の軽減や生活環境、自然環境、歴史的施設、公共施設、集落への影響等を勘案し、

環境への負荷の少ない現一般国道 19 号の南側を通過する「新たな道路のルート帯」が懇談会で検討され提言されました。

この懇談会の結果を踏まえ、国土交通省では、必要な調査を実施し自然環境、土地利用、経済性等を総合的に検討し、ルート帯を決定しました。

瑞浪恵那道路のルート及び構造については、このルート帯を踏まえて、国土交通省において生活環境、自然環境、土地利用への影響、経済性等の諸条件を総合的に勘案して定められたものであり、この事業者ルート案を基に、地元自治体である恵那市において都市計画変更原案が作成され、地元説明会を経て県へ同原案が提出されました。県では原案を基に関係機関と協議を行い、都市計画変更案(素案)を作成し、地域住民の皆様のご意見をお伺いするため、公聴会を開催したところです。なお、恵那市においては、当該道路整備と連携した市道整備等の検討が行われていると聞いています。

さらに、岐阜県では、瑞浪恵那道路の事業の実施に伴う環境への影響について、事業者の協力を得て「一般国道 19 号瑞浪恵那道路環境影響評価準備書(素案)」を作成し、大気質、騒音等に関する調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を行っております。この中で、大気質に係る影響については、維持されることが望ましい水準が満たされていると予測(予測地点:武並町竹折)されています。騒音に係る影響については、一部の予測地点で維持されることが望ましい水準が満たされないと予測されますが、環境保全措置として遮音壁等を設置することにより、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されていると評価しています。

これらの評価結果から対象事業が環境に与える影響について、検討した環境保全措置を事業者が実施することにより、できる限り回避又は低減し、環境保全についての配慮が適正になされていると総合的に評価しています。

都市計画の手続にいては、恵那市において都市計画原案作成時に、都市計画の説明会及び関係自治会等において計11回説明(述べ約310名)されています。また、県においても公聴会の開催したところであり、今後実施する都市計画変更案の公告縦覧においても住民の皆様からご意見をお聞きすることにしています。なお、公聴会等の開催に当たっては、事前に記者発表、市広報紙への掲載などを行うことにより、住民等への周知を図っております。

さらに、施工内容の詳細については、国土交通省において、都市計画変更後の事業実施段階に、土地の形

状や周辺状況等の現地調査を行うとともに、関係市からも意見を伺いながら、計画路線における構造の詳細及び施工計画の検討を行い、設計説明会や工事説明会等でスケジュール等を含め、地域住民の方々に分かり 易く丁寧に説明されると聞いています。

以上のことから、作成された都市計画変更案 (素案) は県としても適切なものと考えておりますので、同変更案 (素案) を都市計画変更案とし、公告縦覧を行います。

私は、恵那市武並町竹折の中切地区に住んでいます。

7

先ほど新田地区の方々が地域を分断されるという話をされておりましたが、中切地区においても、私たちが住んでいる所が分断されてしまいます。分断されると言っても、その箇所は、その集落を除けば、100 メートルぐらい他に民家はございません。あえて民家のある所を、横切ることになっております。

新田地区では盛土と言っていましたが、中切地区では、切土となっており、今私たちが住んでいる所から 5 mぐらい下を道路が通る構造になっております。そこに道路が通り、私たちが住む家屋が隣接します。で すから、騒音や排気ガスの心配だとか、特に切土ということで、地震が起きたときに法面が崩れて、一緒に 家屋が倒れてしまうのではないかという心配もございます。

当時、瑞浪バイパスの時に作られた所だとは思いますが、今、国道 19 号は、瑞浪市で、斜面対策をしております。近年、経年変化や、雨の降り方など、気象状況が様々でございます。そういったことからも、法面の上に民家があるような構造はやめていただきたいと思っております。

また、集落を分断した計画では、今後の用地交渉や、移転補償、市道、上下水道の付け替えなど、様々な事に、時間や費用がかかると思います。

さらに、私たちの地域の計画では、道路の線形が、二箇所のS字カーブとなり、くねくね曲がった線形となっています。民家がない方に移動すれば、そのS字カーブも解消され、道路の安全にもつながると考えております。

以上の事からも、計画には反対をします。今示されている計画以外のルートが不可能であるという事の説明もないまま、今回の計画を受け入れる事はできません。ですから、こういった地域の意見を聞いて、ルートの変更をお願いしたいと思います。

事業計画策定にあたっては、事業者である国土交通省において、計画段階から住民の意見を把握し計画への意見反映を行う取り組みとして、有識者と地元代表で構成する「瑞浪・恵那間の道を考える懇談会」(平成14年3月から平成16年10月の間に6回開催)を設立し、現状の課題、道路の必要性など総合的に検討が行われました。

その結果、「瑞浪~恵那間には、国道19号の他にもう1本別の新たな道路が必要」とされ、現状の課題である渋滞の緩和、交通事故の軽減や生活環境、自然環境、歴史的施設、公共施設、集落への影響等を勘案し、環境への負荷の少ない現一般国道19号の南側を通過する「新たな道路のルート帯」が懇談会で検討され提言されました。

この懇談会の結果を踏まえ、国土交通省では、必要な調査を実施し自然環境、土地利用、経済性等を総合的に検討し、ルート帯を決定しました。

瑞浪恵那道路のルートについては、国土交通省において生活環境、自然環境、土地利用への影響、経済性等の諸条件を総合的に勘案して定められたものであり、構造の詳細については、事業実施段階に、国土交通省において、土地の形状や周辺状況等の現地調査を行い、道路構造令等の諸基準を満足することで道路交通の安全性が確保されるよう計画され、設計説明会や工事説明会等で地域住民の方々に分かり易く丁寧に説明されると聞いています。

さらに、岐阜県では、瑞浪恵那道路の事業の実施に伴う環境への影響について、事業者の協力を得て「一般国道 19 号瑞浪恵那道路環境影響評価準備書(素案)」を作成し、大気質、騒音等に関する調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を行っております。この中で、大気質に係る影響については、維持されることが望ましい水準が満たされていると予測(予測地点:武並町竹折)されています。騒音に係る影響については、一部の予測地点で維持されることが望ましい水準が満たされないと予測されますが、環境保全措置として遮

	音壁等を設置することにより、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されていると評価してい
	ます。
	これらの評価結果から対象事業が環境に与える影響について、検討した環境保全措置を事業者が実施する
	ことにより、できる限り回避又は低減し、環境保全についての配慮が適正になされていると総合的に評価し
	ています。
	以上のことから、作成された都市計画変更案(素案)は県としても適切なものと考えておりますので、同
	変更案 (素案)を都市計画変更案とし、公告縦覧を行います。